資料２

議題３　　関連する計画や他部局の関係施策等の整理

◆関連計画等の整理の必要性

出典：立地適正化計画作成の手引きp12（国土交通省）

●コンパクトシティ形成に向けた取組は、まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策・計画との整合性や、相乗効果等を考慮しつつ総合的に検討することが必要

●医療・福祉、地域経済など、各分野の施設の立地の動向や方向性の共有なくしては誘導施設は設定できない。

●<u>都市計画部局と他部局等が連携</u>して、<u>都市が抱える課題・ターゲットを共有</u>して<u>解決に取り組んでいくことが重要</u>

このためには・・・

関連計画・施策等の整理が必要

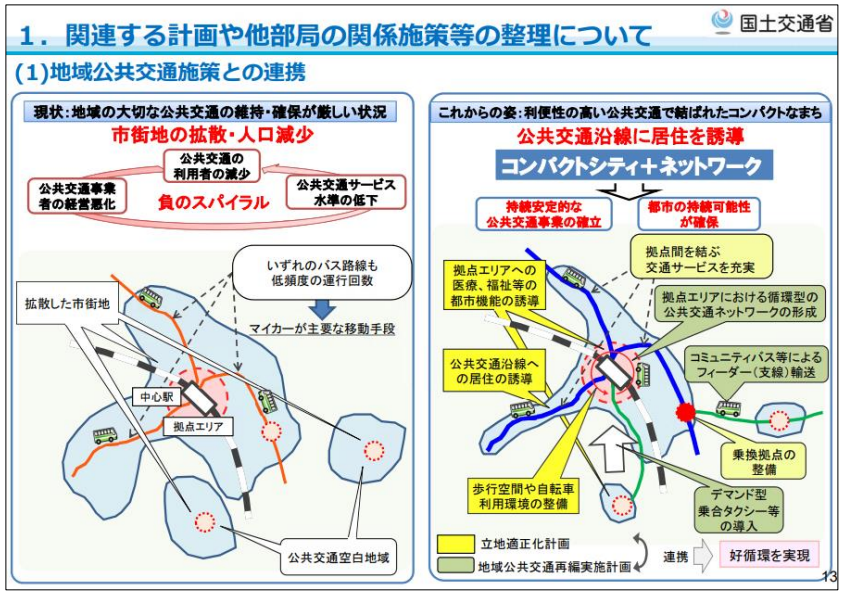

出典：立地適正化計画作成の手引きp13抜粋（国土交通省）

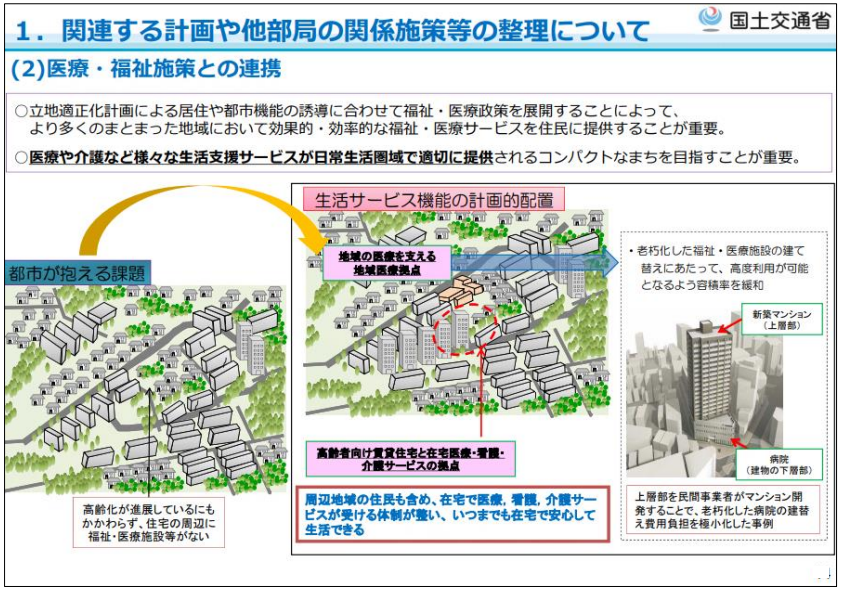

出典：立地適正化計画作成の手引きp14抜粋（国土交通省）

◆立地適正化計画の位置付け

都市計画マスタープランでは、「将来都市像」を総合計画と共有し、同計画のまちづくりの基本的な考え方を踏まえながら、都市計画の分野から、その実現を目指すこととしています。

上位計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（小樽・札幌圏）

※都市計画区域ごとに北海道が定める都市計画に関す総合的な方針

第７次小樽市総合計画

将来都市像

自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち　小樽
～あらたなる１００年の歴史へ～

人口減少・少子高齢化への対応

- 人口減少への挑戦
- 将来人口への適応

まちづくり　６つのテーマ

子ども・子育て	市民福祉	産業振興	生活基盤	環境・景観	生きがい・文化
１ 安心して子どもを生み育てることのできるまち	２ 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち	３ 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち	４ 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち	５ まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち	６ 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち
「子ども・子育て支援」「学校教育」	「保健衛生」「地域医療」「男女共同参画社会」「地域福祉」「高齢者福祉」「障がい者福祉」	「雇用・労働」「工業・企業立地」「観光」「港湾」「農林業」「水産業」「商業」	「消防」「生活安全」「市街地整備」「交通」「防災・危機管理」「上下水道」「道路・河川」「住宅」「除排雪」	「都市景観」「環境保全」「循環型社会」「公園・緑地」	「スポーツ・レクリエーション」「国際交流」「社会教育」「文化芸術」

市政運営の基本姿勢

- 市民参加と協働によるまちづくりの推進
- 持続可能な行財政運営の推進
- 広域連携の推進

土地利用・地区別発展方向

土　地　利　用

地区別発展方向：北西部地区／中部地区／東南部地区

即する

共有

即する

整合

第２次小樽市都市計画マスタープラン

将来都市像

『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち　小樽』

基本目標

1 活力と魅力あふれるまちづくり
2 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
3 自然を大切にし、歴史・文化を育むまちづくり
4 持続可能で効率的なまちづくり

一部　調和

小樽市立地適正化計画

都市全体の観点から作成する、**居住機能**や**医療・福祉・商業等の都市機能の立地**、**公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン**

連携・共有

関連計画等

- ①人口減少等対応：総合戦略・人口ビジョン
- ②交通ネットワーク：地域公共交通網形成計画 等
- ③公共施設：公共施設等総合管理計画 等
- ④医療・福祉・子育て：地域福祉計画 等
- ⑤学　校：長寿命化計画 等
- ⑥住　宅：住宅マスタープラン 等
- ⑦地域経済：観光基本計画
- ⑧防　災：地域防災計画 等
- ⑨都市基盤：緑の基本計画 等
- ⑩環　境：環境基本計画 等
- ⑪広域連携：定住自立圏共生ビジョン
- ⑫財　政：収支改善プラン

関連計画等

資料２－１

主な関連計画・施策等の整理（次ページ）

◆関連計画・施策等の整理（上位計画等）

小樽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）　目標年次：令和１２年

【都市づくりの基本理念】

持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを推進

都市計画区域マスタープランとは
　都市計画法第６条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに都道府県（北海道）が定める都市計画の総合的な方針

【主要な都市計画の決定の方針】

※本計画と連携・共有すべき方針を抽出

●土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

・中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約されそれらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。
・小樽駅周辺の中心商業業務地では、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなか居住を図る。
・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区は、小樽市の新たな玄関口にふさわしい土地利用を検討
・がけ崩れ等災害発生の可能性がある地区は市街化を抑制、災害防止を図る。
・土砂災害特別警戒区域に指定されている区域は、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。　など

●都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

・人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。
・北海道新幹線等による広域交通ネットワークの確立に努める。
・都市内交通については、既存の交通施設の有効利用を図りつつ、計画的な整備に努め、公共交通機関の利便性の向上、駅等の交通結節点の機能強化や将来にわたって持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組みを進める。　など

●市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

・小樽駅周辺の中心商業業務地については、市街地再開発事業などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図る。

●自然的環境

・持続可能で効率的なまちづくりに対応するよう緑地の整備及び保全等を行い、緑地全体の適正配置に努める。
・長期未着手である公園の見直しを含めて区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるよう配置

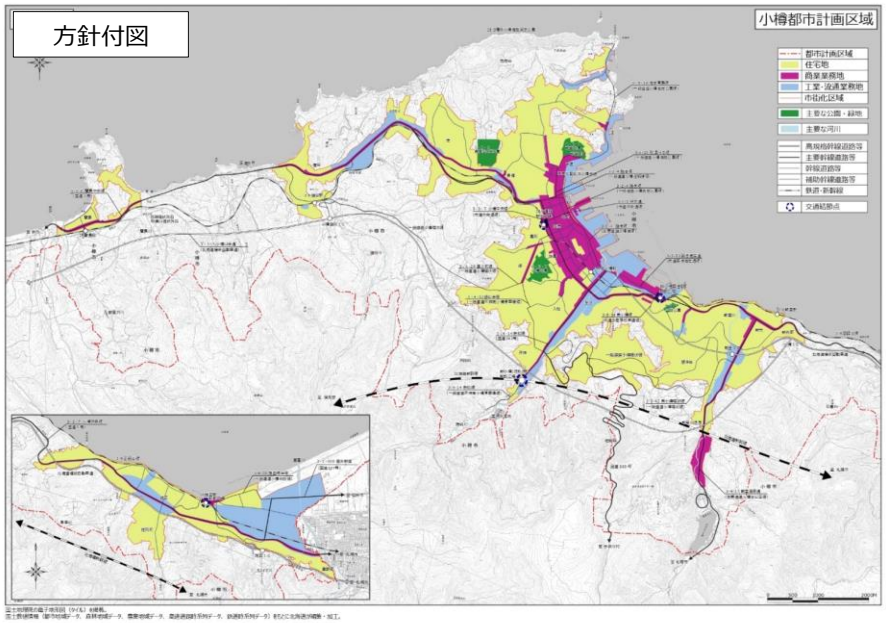

出典：小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）

◆関連計画・施策等の整理（上位計画等）

第７次小樽市総合計画

計画期間：令和元年度～令和１０年度

将来都市像

自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち　小樽
～あらたなる１００年の歴史へ～

人口減少・少子高齢化への対応

- 人口減少への挑戦
- 将来人口への適応

まちづくり　６つのテーマ

- 子ども・子育て
  - １ 安心して子どもを生み育てることのできるまち
  - 「子ども・子育て支援」「学校教育」
- 市民福祉
  - ２ 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち
  - 「保健衛生」「地域医療」「男女共同参画社会」「地域福祉」「高齢者福祉」「障がい者福祉」
- 産業振興
  - ３ 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち
  - 「雇用・労働」「工業・企業立地」「農林業」「水産業」「観光」「港湾」「商業」
- 生活基盤
  - ４ 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち
  - 「消防」「生活安全」「市街地整備」「交通」「防災・危機管理」「上下水道」「道路・河川」「住宅」「除排雪」
- 環境・景観
  - ５ まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち
  - 「都市景観」「環境保全」「循環型社会」「公園・緑地」
- 生きがい・文化
  - ６ 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち
  - 「スポーツ・レクリエーション」「社会教育」「文化芸術」「国際交流」

市政運営の基本姿勢

- 市民参加と協働によるまちづくりの推進
- 持続可能な行財政運営の推進
- 広域連携の推進

土地利用・地区別発展方向

- 土　地　利　用
- 地区別発展方向：北西部地区／中部地区／東南部地区

人口減少・少子高齢化への対応

１ 人口減少への挑戦　～住みたい、訪れたいまちづくり～

・子育て支援や教育の充実等、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくり、住環境や生活の利便性の向上等に努め、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住促進

２ 将来人口への適応　～時代に合ったまちづくり～

・住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備
・人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と複数の地域の拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。

まちづくり　６つのテーマ

※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

テーマ１ 子ども・子育て

・子どもの成長を支える環境づくり
・子どもの居場所づくり
・地域とともにある学校づくり
・小中学校の適正な配置と施設整備の充実
など

テーマ２　市民福祉

・様々な地域福祉活動の支援を通じた豊かな地域づくり
・生活支援サービスの充実
・医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワーク化
・市立病院の地域基幹病院としての役割

テーマ３　産業振興

・世代ごとの消費者ニーズをとらえた商業環境づくりに対する支援
・創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援
・安定した雇用の確保や若年者の地元定着等への対策　など

テーマ４　生活基盤

・市営住宅の建替え等計画的推進、まちなか居住推進
・総合的かつ計画的な空家等の対策の推進
・住まい等の情報の積極的・効果的発信（移住促進）
・高齢者や子どもにも配慮した除排雪
・既存の都市基盤の有効活用、新しい都市機能の適正配置と誘導
・持続可能な地域公共交通網形成の実現
・誰もが安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくり
・土砂災害等防止、建築物の耐震化の促進
など

テーマ５　環境・景観

・地球温暖化対策等
・地域特性を生かした魅力ある公園等整備
など

テーマ６　生きがい･文化

・社会教育施設の整備や機能の充実
・市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等　など

◆関連計画・施策等の整理（上位計画等）

第２次小樽市都市計画マスタープラン

計画期間：令和２年度～令和２１年度

都市計画マスタープランとは

・都市計画マスタープランとは、都市計画法第１８条の２に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、中長期的な視点に立ち、総合的な大枠での都市の将来像の実現に向けた方針を示す計画
・本市では、多彩な地域資源や都市基盤を効果的に活用し、全ての人が快適で安心して心豊かに暮らせる活力あふれる地域社会の実現を目指し、令和２年２月に策定しました。

【主な役割】
●市民意見を反映しながら、本市全体及び地域レベルのまちづくりの目標や基本的な方針を示します。
●まちづくりの目標を示すことにより、個別の都市計画に対する住民の理解を深めることができます。
●土地利用や都市施設など、個別の都市計画間を調整する際の基本的な方針となります。
●個別の都市計画の決定や変更の指針となります。

まちづくりの課題

【 まちの 活力向上】

・自然環境・景観保全、活用による魅力度向上
・観光振興による交流拡大、各産業への経済効果波及
・北海道新幹線新駅等の整備効果を地域全体へ波及
・中心市街地の活性化　・まちなか居住の促進　・土地利用の高度化　・移住定住の促進
・拠点機能強化　・長期間未整備の都市計画道路の見直し　など

【 利便性向上】

・生活利便性の向上　・高齢者など、誰もが円滑に移動できるまちづくり

【 都市機能の持続性確保】

・公共施設等の都市機能を複数拠点へ集約　・拠点間交通ネットワークの確立
・高齢者など、全ての人が快適に暮らすことができるまちづくり
・公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編　・更新等による持続可能な市民サービス

【 防災性向上】

・自然災害に強い生活基盤整備　・空き地、空き家の利活用の促進

【 公園等利用増・地球環境改善】

・公園利用者のニーズ把握、機能を重視した整備　・自然環境、景観保全
・ごみの適正処理や発生抑制、再使用・再利用の取組の徹底

＜まちづくりの視点 ＞

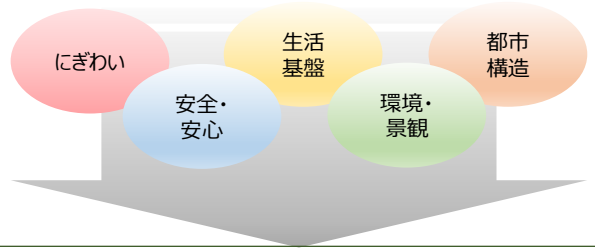

＜まちづくりの課題＞

将来都市像
『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち　小樽』

◆ 基 本 目 標 ◆

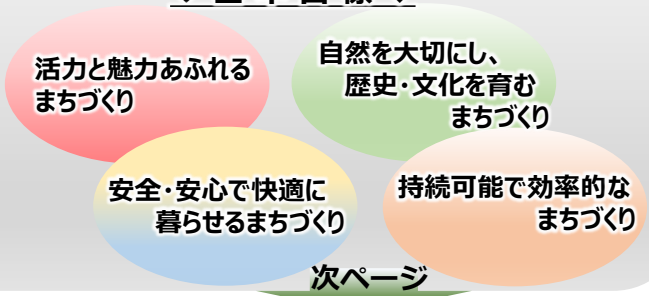

次ページ

◆関連計画・施策等の整理（上位計画等）

第２次小樽市都市計画マスタープラン

計画期間：令和２年度～令和２１年度

基 本 目 標

１）活力と魅力あふれるまちづくり

①魅力を高め交流するまちづくり

・歴史的建造物や街並みなど地域の特性を活かしたまちづくり

②広域交通ネットワークの形成

・札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かした生産流通活動の振興・交流拡大

③個性を生かした拠点の形成と連携

・個性豊かな拠点の形成、機能強化や連携を図る拠点間ネットワークづくり

④活力とにぎわいづくり

・中心市街地の活性化のため、JR小樽駅周辺の再開発など面的整備を推進

２）安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

①移住・定住の促進に向けた快適な住環境づくり

・住環境や生活利便性の向上により、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住促進

②全ての人にとって安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

・空き家等対策の推進や効率的な雪対策　・災害に強い生活基盤の充実

③人にやさしいまちづくり

・安全で快適な歩行者空間の確保　・全ての人が円滑に移動できる交通環境の形成

３）自然を大切にし、歴史・文化を育むまちづくり

①自然環境と調和したまちづくり

・海岸、森林など豊かな自然環境の保全や自然と調和した潤いあるまちづくり

②景観資源を守り育てるまちづくり

・本市特有の景観資源を守り育て、魅力ある都市景観の形成

４）持続可能で効率的なまちづくり

①効率的なまちづくり

・人口減少下においても安心で快適な暮らしを持続できるよう、市街地の範囲や拠点の在り方の検討を進め、中心拠点と複数の地域の拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。

②地域公共交通網の形成

・地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指す。

「立地適正化計画」で目指すまちづくり（都市構造）
（コンパクト・プラス・ネットワーク）

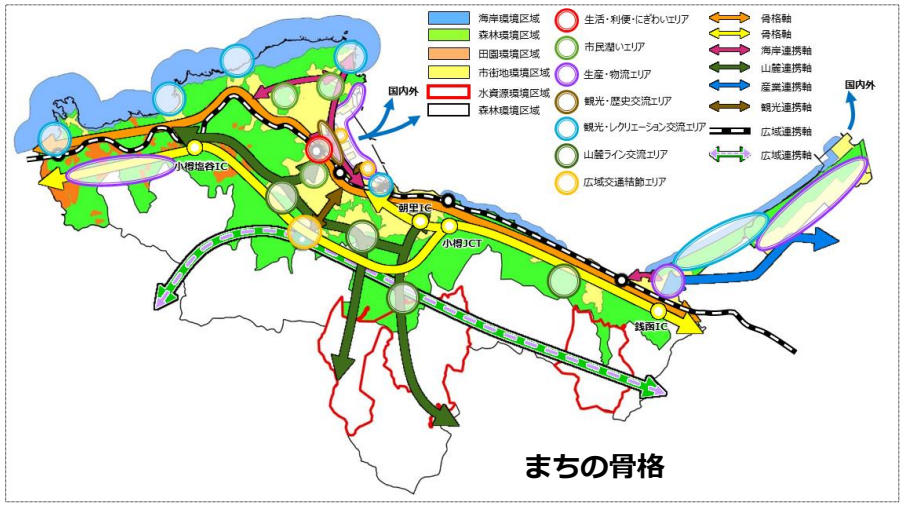

◆関連計画・施策等の整理（主な関連計画等）

①人口減少対策等

小樽市人口ビジョン　計画期間：令和２～６年度

人口ビジョンとは
本市における人口の現状を分析し、人口に関する認識を市民と共有、今後目指すべき将来の方向と、人口の将来展望を提示するもの

人口動向の分析から導出される主な課題

①若年層の人口流出を抑制することが課題
②隣接する手稲区や西区への転出を抑制することが課題
③札幌市とは異なる生活環境の良さをアピールできるかが課題
④市外からの通勤・通学者に、どう小樽市に住まわせるかが課題
⑤合計特殊出生率の改善が課題
⑥希望職種や労働条件などをいかに求職者に合致させるかが課題

施策の方向性

◆方向性１ 強みを活かした産業振興による安定した雇用づくり
◆方向性２ 若者の地元定着の仕組みづくり
◆方向性３ 美しいまちなみと自然を活かした交流の場づくり
◆方向性４ 子育て世代が安心して働くことのできる環境づくり
◆方向性５ 子育てしやすい環境づくり
◆方向性６ 教育環境の向上と次世代のひとづくり
◆方向性７ 健康で生きがいをもって暮らせる環境づくり
◆方向性８ 安心して生活できる医療・介護のネットワークづくり
◆方向性９ 交通アクセスの改善等による住みよいまちづくり
◆方向性 10 近隣市町村の強みを活かした元気な圏域づくり

人口の将来展望

●上記の１０の施策の方向性に基づき事業を実施、６つの課題が解決し、合計特殊出生率と転出超過が改善
➡ 令和４７（２０６５）年の人口を４５,１８２人と展望
（社人研推計人口３２,６９８人）

施策の推進

第２期小樽市総合戦略　計画期間：令和２～６年度

総合戦略とは
国及び北海道の総合戦略を勘案するとともに、市総合計画を踏まえ、本市の中期的な地方創生・人口減少対策に関する目標や施策を取りまとめたもの

基本目標

基本目標１　小樽市にしごとをつくり安心して働けるようにする
（１）地場産業の発展と中小企業・小規模事業者の経営安定化
（２）事業承継・起業支援と企業誘致による雇用の確保
（３）多様な人材の就労支援と地元就職の促進

基本目標２　小樽市への新しいひとの流れをつくる
（１）小樽の歴史・文化や地域資源を生かした観光振興
（２）観光客受け入れ態勢の整備　（３）移住に関する総合的な取組

基本目標３　若い世代の妊娠・出産、子育ての希望をかなえる、未来の創り手を育む
（１）子どもを生み育てやすい環境づくり　（２）充実した教育環境の整備

基本目標４　誰もが活躍できる地域社会をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
（１）誰もが安心して暮らせるまちづくり
（２）誰もが活躍できる地域社会づくり
（３）誰もが健康的に暮らせるまちづくり　（４）広域連携の推進

重点事項

しごと　子育て　移　住

「若年層・子育て世代」
メインターゲットとして上記３分野の取組を推進

社会減の抑制

令和１２年時点で
９１,０００人を維持

展望

◆関連計画・施策等の整理（主な関連計画等）

②交通ネットワーク

小樽市地域公共交通網形成計画

計画期間：令和元年度～令和７年度

地域公共交通網形成計画とは
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、将来にわたり持続可能な地域公共交通網の構築を目指すための計画

地域公共交通のあるべき姿（将来像）

暮らしを支え、訪れる人にも利用しやすい持続可能な地域公共交通の構築

○地域公共交通に求められる役割
＜役割１＞地域住民の生活を支える
＜役割２＞にぎわい・交流を支える

○地域公共交通に係る問題点を踏まえた課題
課題１ 持続可能な公共交通ネットワークの形成
課題２ 日常の移動手段として便利に使える公共交通の確保
課題３ 効率的な地域公共交通の運行
課題４ 使いやすいバス路線等の検討
課題５ 地域公共交通間の連携策の検討
課題６ 利用者促進策の検討

基本方針１

市民生活を支え利便性の高い地域公共交通網の形成

目標①　地域内外の移動の利便性の確保
目標②　交通結節点の利便性向上
目標③　車両等のバリアフリー化の推進

（施策１）地域公共交通網における利便性の強化
・地域性や利用者ニーズに応じた地域内外への移動性の確保、主要な乗降場所における待合環境の改善等を図り、利便性・移動性の強化を推進

基本方針２

持続可能で安定した運営形態の構築

目標④　運行効率の向上
目標⑤　安定した運営形態の構築

（施策２）持続可能な交通体系の構築
・バス路線の重複区間などの非効率区間における効率化の検討、市内の交通事業者の経営改善に資する取組として公的補助など適正な負担内容を検討し、持続可能な交通体系を構築

基本方針４

市民・来訪者に分かりやすく利用しやすい地域公共交通の実現

目標⑦分かりやすい情報等の提供

（施策４）地域公共交通の利用促進策の展開
・地域公共交通の利用者増加を目的に、市民における公共交通未利用者の掘り起こしや現公共交通利用者の更なる利便性向上、外国人等の観光客のバス利用を推進する。

基本方針３

市民・各種交通事業者・行政等が連携・協力し、支え育てる地域公共交通の実現

目標⑥　関係者の連携・協力の仕組みづくり

（施策３）市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり
・市民・交通事業者・行政等の連携・協働により、市民などが積極的に地域公共交通を利用したいと思える環境づくりの推進

◆関連計画・施策等の整理（主な関連計画等）

③公共施設

小樽市公共施設等総合管理計画

計画期間：平成29～令和40年度

公共施設等を取り巻く課題

（１）将来人口の見通しと市有施設量

・公共施設等の総量を人口に見合った規模に最適化していくことが必要

・人口構造の変化に対応した施設機能のあり方、適正規模設定等の検討が必要

（２）維持更新費用の抑制

（３）公共施設の安全性の確保

公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 全体方針

（1）人口減少、少子高齢化などの社会情勢に応じた取組の推進

○施設重視から機能重視型への転換

○施設の利用実態や市民ニーズを勘案した施設管理

（2）施設の適切な維持管理によるライフサイクルコストの縮減

○予防保全の考え方に基づいた維持管理の促進

○個別施設計画に基づいた維持管理の推進

（3）施設の安全性の確保

○耐震診断・耐震改修の促進

○利用実態に基づいた施設管理

2 適正化に向けた目標

現有施設を40年間維持するためには、年平均で更新費用約63.3億円/年が必要

➡直近５年間の投資的経費の平均16.67億円/年であり 46.63億円/年縮減必要

●当面の手法による縮減額　⇒23.87億円/年平均

【方法1】・廃止済み又は廃止予定の施設を順次除却

【方法2】・鉄筋コンクリート造等施設の長寿命化改修による耐用年数の延伸

●今後の方策による縮減　　⇒22.76億円/年平均

・建替え時における集約化・複合化の検討等

・民間事業者との連携による管理運営方法の推進、PPP/PFI 活用検討

左記の方針に基づき
将来に向けて整備・
維持していくべき
施設の方向性を示す

小樽市公共施設再編計画　計画期間：令和3～40年度

施設再編の考え方（再編方針）

①施設総量（延べ床面積）の削減　⇒公共施設の総量削減

②小樽市の特性や市民ニーズの変化に対応　⇒市の地形等考慮、効率的に再編

③安全性の確保　⇒耐震基準を満たしていない施設は優先的に再編等

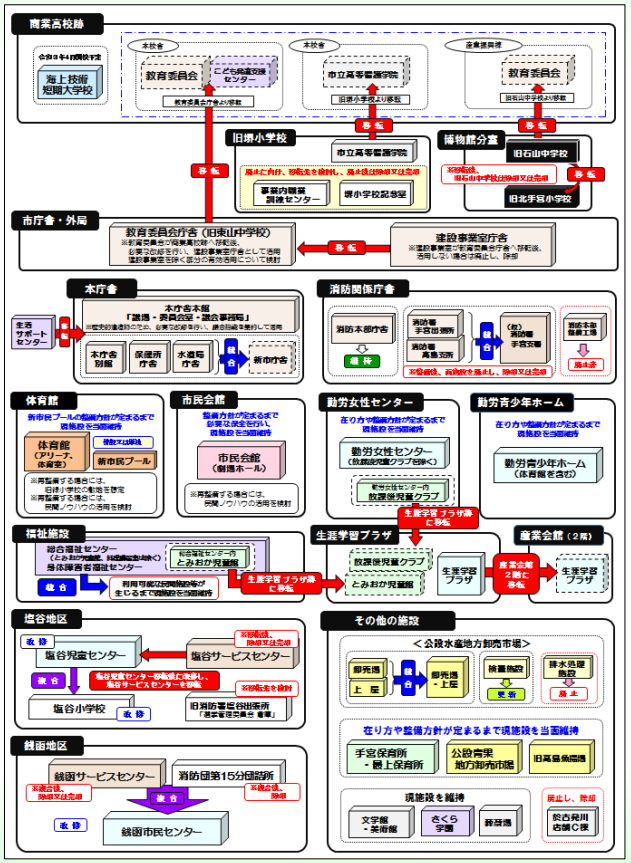

施設別の全体像　（再編対象39施設）

◆関連計画・施策等の整理（主な関連計画等）

④医療・福祉・子育て

第１期小樽市地域福祉計画･小樽市地域福祉活動計画

計画期間：令和３年度～令和５年度

地域福祉の課題

つながりの希薄化、社会的孤立

地域福祉計画とは
福祉各分野の個別計画である「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として「地域福祉」という視点から各福祉分野を横断的につなぎ、地域の取組の方向性などを明らかにする計画

基　本　理　念

『「お互いさま」と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまち　おたる』

基　本　目　標

※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

基本目標 1

つながりがもてる地域づくり

＜施策１＞

地域住民同士がつながるための拠点づくり

【現状と課題】
参加者が自ずと限定、多世代交流などが課題

【具体的な取組】
- 居場所づくりの推進
- 世代間交流の充実
  - ・モデル地区選定、共生型常設型の居場所立ち上げ　等

＜施策５＞

多様な世代のつながりづくり

【現状と課題】
様々な場面において様々な世代の人たちがつながるための仕組みが必要

【具体的な取組】
- 必要な情報を入手できる環境整備
- 世代間交流の充実
  - ・地域食堂やサロン活動などによるコミュニケーション環境づくり支援等

基本目標 2

「助けて」と言える地域づくり

＜施策７＞

地域で子どもを育てる環境整備

【現状と課題】
子育て中の孤立感を感じることなく、地域全体で支援する支え合いの仕組みづくりが必要

【具体的な取組】
- 子どもが地域の大人と触れ合う機会の確保
- 「孤育て」の防止
  - ・子育て世代包括支援センターの周知
  - ・地域住民主体の居場所づくり支援　等

基本目標 3

安心して暮らせる地域づくり

＜施策１１＞

空き家対策及び居住支援の充実

【現状と課題】
管理不全の空き家の解消、地域の居場所づくり等に活用できないか検討必要

【具体的な取組】
- 空き家等の利活用
- 居住に課題を抱える方への支援
  - ・「空き家・空き地バンク制度」等活用 等

＜施策１４＞

持続可能な買い物支援の実現

【現状と課題】
「買い物弱者」への支援策検討、実現

【具体的な取組】
- 移動販売や宅配などの情報周知強化
- 新たな買い物支援の創出
  - ・関係団体と協議の場設置、買い物支援ガイドブックの作成 等